

## 地域生活支援事業における報酬単価・利用者負担の見直しについて

## 1 基本報酬単価の見直し

基準年度（現在の報酬単価の体系となった年度）以降の自立支援給付の上昇率（見直し率）を乗じて積算する。

事業名	類似事業	基準とする区分	基準年度	R6年度	上昇率
移動支援	同行援護	30分未満	R2年度 184単位	191単位	3.8%
日中一時支援	生活介護	区分2以下 定員6人以上10人以下 6時間以上7時間未満	H18年度 525単位	668単位	27.2%

## (1) 移動支援

	区分	現行単価	改訂率	見直し後単価案
身体介護 なし	30分	1,000	191/184	1,030
	1時間	2,000		2,070
	1.5時間	3,000		3,110
	以後30分ごと	1,000		1,030
身体介護 あり	30分	1,600		1,660
	1時間	3,200		3,320
	1.5時間	4,800		4,980
	以後30分ごと	1,600		1,660

## (2) 日中一時支援

区分	現行単価	改定率	見直し後	見直し後単価案
4H未満 1/4日	2,500	668/525	2H以上2.5H未満	1,980
			2.5H以上3H未満	2,380
			3H以上3.5H未満	2,780
			3.5H以上4H未満	3,180
8H未満 1/2日	5,000		4H以上4.5H未満	3,580
			4.5H以上5H未満	3,970
			5H以上5.5H未満	4,370
			5.5H以上6H未満	4,770
			6H以上6.5H未満	5,160
			6.5H以上7H未満	5,560
			7H以上7.5H未満	5,960
			7.5H以上8H未満	6,360

区分	現行単価	改定率	見直し後	見直し後 単価案
8H超 3/4日	7,500	668/525	8H以上 8.5H未満	6,750
			8.5H以上 9H未満	7,150
			9H以上 9.5H未満	7,550
			9.5H以上 10H未満	7,950
-	-	-	以後 30分ごと	400

## 2 加算額等の設定

## (1) 移動支援

## ア グループ支援（身体介護なし）

1:2=減算率 70% 1:3=減算率 55%

身体介護なし 区分	現行単価	見直し後 基本単価	見直し後			
			1:2単価	※2人合計	1:3単価	※3人合計
30分	1,000	1,030	730	1,460	570	1,710
1時間	2,000	2,070	1,450	2,900	1,140	3,420
1.5時間	3,000	3,110	2,180	4,360	1,710	5,130
以後 30分ごと	1,000	1,030	730	1,460	570	1,710

## イ 早朝・夜間利用加算

6時～9時、16時～22時の時間帯利用につき、加算率 25%（加算後基本単価の 125%）

	区分	1:1		1:2		1:3	
		加算額	加算後 給付額	加算額	加算後 給付額	加算額	加算後 給付額
身体介護 なし	30分	250	1,280	180	910	140	710
	1時間	510	2,580	360	1,810	280	1,420
	1.5時間	770	3,880	540	2,720	420	2,130
	以後 30分ごと	250	1,280	180	910	140	710
身体介護 あり	30分	410	2,070				
	1時間	830	4,150				
	1.5時間	1,240	6,220				
	以後 30分ごと	410	2,070				

## ウ 自動車利用加算

1台あたり 300円/10分（介助者の他に運転者を確保した場合に限る）

## (2) 日中一時支援

## ア 重度障害者等個別支援加算

重度障害者等に対し、1:1の個別支援を行った場合、加算率 100%（加算後基本単価の 200%）

区分	見直し後	見直し後 単価案	加算額	加算後 給付額	※個別1人通常1人	
					現行	見直し後
4H未満 1/4日 ※現行 2,500	2H以上2.5H未満	1,980	1,980	3,960	5,000 ※2人分	5,940
	2.5H以上3H未満	2,380	2,380	4,760		7,140
	3H以上3.5H未満	2,780	2,780	5,560		8,340
	3.5H以上4H未満	3,180	3,180	6,360		9,540
8H未満 1/2日 ※現行 5,000	4H以上4.5H未満	3,580	3,580	7,160	10,000 ※2人分	10,740
	4.5H以上5H未満	3,970	3,970	7,940		11,910
	5H以上5.5H未満	4,370	4,370	8,740		13,110
	5.5H以上6H未満	4,770	4,770	9,540		14,310
	6H以上6.5H未満	5,160	5,160	10,320		15,480
	6.5H以上7H未満	5,560	5,560	11,120		16,680
	7H以上7.5H未満	5,960	5,960	11,920		17,880
8H超 3/4日 ※現行 7,500	8H以上8.5H未満	6,750	6,750	13,500	15,000 ※2人分	20,250
	8.5H以上9H未満	7,150	7,150	14,300		21,450
	9H以上9.5H未満	7,550	7,550	15,100		22,650
	9.5H以上10H未満	7,950	7,950	15,900		23,850
-	以後30分ごと	400	400	800	-	-

## イ 送迎加算

送迎支援につき1回540円(片道)

## ウ 日中活動系サービス併用加算

日中活動系サービスを利用した同一日において、日中活動系サービスの利用前又は利用後に日中一時支援を利用した場合、加算率80%(加算後基本単価の180%)。ただし同一敷地内で利用した場合は加算率50%(加算後基本単価の150%)

区分	見直し後	見直し後 単価案	敷地外		敷地内	
			加算額	加算後 給付額	加算額	加算後 給付額
4H未満 1/4日 ※現行 2,500	2H以上2.5H未満	1,980	1,580	3,560	990	2,970
	2.5H以上3H未満	2,380	1,900	4,280	1,190	3,570
	3H以上3.5H未満	2,780	2,220	5,000	1,390	4,170
	3.5H以上4H未満	3,180	2,520	5,700	1,590	4,770
-	以後30分ごと	400	320	720	200	600

※重度障害者等個別支援加算との併用請求不可

### 3 利用者負担

#### (1) 負担割合

利用者負担については、報酬単価の1割を自己負担とし、生活保護世帯及び住民税非課税世帯においては自己負担を求めないという現行の仕組みを維持する。

#### (2) 訪問入浴サービスへの自己負担の導入

自立支援給付による訪問介護や施設利用における入浴サービスを実施する際は、給付費の1割を自己負担とし、生活保護世帯及び住民税非課税世帯においては自己負担を求めている。また他のサービス提供にかかる地域生活支援事業においても同様（除く：意思疎通支援）である。

このため類似サービス利用者との公平性の観点から、他の地域生活支援事業と同様の自己負担（報酬単価の1割・生活保護世帯及び住民税非課税世帯は免除）を導入する。